

ドイツにおける連邦警察オンブズマンの設置 —警察受託官法の制定—

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄

目 次

はじめに

I 警察受託官法制定の経緯

- 1 州レベルでの警察オンブズマンの設置
- 2 連邦レベルでの警察オンブズマン設置の必要性に関する議論

II 警察受託官法の内容

- 1 連邦警察受託官の選出方法・任期
- 2 連邦警察受託官の地位
- 3 連邦警察受託官の任務
- 4 連邦警察受託官への申立て
- 5 連邦警察受託官の権限
- 6 連邦警察受託官による調査

おわりに

翻訳：2024年2月28日のドイツ連邦議会の連邦警察受託官に関する法律（警察受託官法 – PolBeauftrG）

キーワード：警察、オンブズマン、ドイツ連邦議会

要 旨

ドイツの半数の州の州議会には、警察の組織上の問題点や個々の警察官の不正行為等について独立した立場から調査する権限を有する警察オンブズマンが設置されている。連邦の警察官庁に関しても、同様の機関を設けるべきであるという意見があり、2024年2月、そうした機関として「連邦警察受託官」を設置する法律が成立した。

連邦警察受託官は、連邦議会の補助機関として、連邦議会議員の過半数の賛成により選出される。連邦警察受託官は、連邦の警察職員又は一般国民の申立て等に基づき、連邦の警察官庁における構造的な欠陥や誤った方向への展開を調査し、又は連邦の警察官庁の職員の不正行為を調査すること等を任務とする。連邦警察受託官は、個々の事案について報告書を作成するほか、毎年6月末に連邦議会に年次報告書を提出する。2024年6月末に、同年3月の発足以降の活動を対象とする初回の年次報告書が提出された。

はじめに

ドイツの半数の州の州議会には、警察の組織上の問題点や個々の警察官の不正行為等について、警察組織内の職員や住民の申立てに基づき、独立した立場から調査する権限を有する警察オンブズマンが設置されている。2024年2月、連邦レベルでも、同様の権限を有する連邦警察受託官（die oder der Polizeibeauftragte des Bundes）を設置する法律が成立した。

本稿では、州における警察オンブズマンの設置の経緯について簡単に概観した後、連邦レベルでの設置に向けた動き及び設置のための法律案の審議経過について解説し（Ⅰ）、成立した法律（警察受託官法）の内容を紹介し（Ⅱ）、末尾に当該法律の翻訳を掲載する。

法律の解説、翻訳に当たり、「警察オンブズマン」又は「警察受託官」の原語に含まれている「Beauftragte」⁽¹⁾の訳語について解説する。この語は、「委託する」という意味の動詞の「beauftragen」の過去分詞が名詞化したものであり、文字どおり訳すと「委託された者」という意味になる。「警察オンブズマン（Polizeibeauftragte）」に関して言えば、その機能は、一般に「オンブズマン」という名称で呼ばれる組織のものに該当するため⁽²⁾、「警察オンブズマン」と訳すことに特に問題はない。しかし、ドイツにおいては、「Beauftragte」は、一般に、特定の分野について、議会又は政府によって任命され、これらの機関から独立した立場で、公的機関の間の調整や専門的な知識に基づく助言等を行う機関とされており⁽³⁾、「Beauftragte」と冠した機関が全てオンブズマンとしての機能を果たすとは限らない⁽⁴⁾。したがって、邦語文献で

* 本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年8月21日である。

(1) 本稿冒頭の「連邦警察受託官」の原語表記では、法律で用いられているとおり、単数女性（die Polizeibeauftragte）と単数男性（der Polizeibeauftragte）の二つの形を並記したが、以下、煩雑さを避けるため、男女の区別のない複数形を使用することとする。

(2) 「オンブズマン」とは、一般的には、公的機関などの活動を第三者の立場から監視し、又は苦情処理する組織とされる。佐藤幸治編集代表『コンサイス法律学用語辞典』三省堂, 2003, p.126.

(3) Tobias Mast, „Staatliche Lobbyisten,“ *VerfBlog*, 2022.5.31. <<https://verfassungsblog.de/staatliche-lobbyisten/>>

(4) 例えば、1991年に設置された旧ドイツ民主共和国国家保安機関文書連邦受託官（der Bundesbeauftragte für

は、「Beauftragte」を「オンブズマン」とは別様に訳す例が多い。本稿及び後掲の翻訳では、2024年2月に連邦に設置された「Polizeibeauftragte des Bundes」に関しては、こうした我が国での訳例に倣い、「連邦警察受託官」とする。ただし、州に設置されたものを解説する場合や一般的に説明する場合には、分かりやすさの観点から「警察オンブズマン」という訳語を使用することとする。

I 警察受託官法制定の経緯

1 州レベルでの警察オンブズマンの設置

ドイツでは、既に1970年代から警察を監視する独立の機関として警察オンブズマンを設置すべきではないかという議論が行われていた⁽⁵⁾。ドイツにおいて、最初に設置された警察オンブズマンは、1990年夏、東ベルリン市に設置された警察オンブズマンであった⁽⁶⁾。

1949年に西ドイツにおいて制定され、東西ドイツ統一後、ドイツ全体の憲法となったドイツ連邦共和国基本法においては、原則として、警察は、連邦ではなく州の権限事項とされていることもあり⁽⁷⁾、警察の監視機関の設置は、州での事例が先行した。1998年には、ハンブルク州において、警察オンブズマン類似の機関として、警察内部の不祥事を明るみに出し、報告する任務を負った警察委員会（Polizeikommission）が設置されたが⁽⁸⁾、州政府の政権交代の結果、2001年に廃止された。

その後、警察オンブズマン設置の動きはあったものの実現に至る例は、しばらく見られなかった。しかし、2014年のラインラント・プファルツ州における設置以降、警察オンブズマンを設置する州が増加するようになった。警察以外の案件を処理する権限も有するオンブズマンを含めると、現在では全16州のうち8の州で州議会に警察オンブズマンが設置されている⁽⁹⁾。その他、行政の下に警察オンブズマンを設置している州もある⁽¹⁰⁾。前者（州議会に設置され

Unterlagen des Staatssicherheitsdienstes der ehemaligen Deutschen Demokratischen Republik) は、旧東ドイツの国家保安省（秘密警察を統括していた機関。いわゆる「シュタージ」。）の文書の管理及び調査をその任務としていた。次の文献も「Beauftragte」と呼ばれる職が一樣でないことを指摘している。Anika D. Luch, „Beauftragte,“ Martin Morlok et al., Hrsg., *Parlamentsrecht*, Baden-Bade: Nomos, 2016, S.1011-1013.

(5) Jonas Botta, „Unabhängige Polizeibeauftragte,“ *Juristenzeitung*, 77(13), 2022.7.1, S.664.

(6) 1989年の東ドイツ社会民主党の共同創設者であったイブラヒム・ベーメ（Ibrahim Böhme）氏が就任した。同氏は、その後、シュタージへの通報者であったことが発覚し（戸田典子「シュタージ記録法発効」『カレントアウェアネス』No.150, 1992.2.2, pp.4-5. <<https://current.ndl.go.jp/ca790>>）、政界を追われたため、ドイツ初の警察オンブズマンであったことが余り認識されていないという。 *ibid.*, S.664.

(7) 基本法が明示的に連邦の立法事項と規定する事項以外については、州に立法権限がある（基本法第70条第1項）。連邦の専属的立法事項について定める基本法第73条第1項には、警察との関連では、刑事警察・憲法秩序の保護等における連邦と州の協力及び連邦刑事庁（後述I 2（1）参照）の設立・国際的な犯罪予防が挙げられている（第10号）。その他、明示的には警察に言及していないが、同項第5号では国境保護が連邦の専属的立法事項とされており、後述のとおり（I 2（1））、連邦警察が国境警備の任務を負っている。

(8) Gesetz über die Polizeikommission (Hamburgisches Gesetz- und Verordnungsblatt, Nr. 20 v. 24.6.1998, S.93f.) 現在各州に設置されている警察オンブズマンと異なり、その委員は無給（ehrenamtlich）であり、委員を支える下部機関が存在しなかった。 *ibid.*, S.665.

(9) 8州とは、具体的には、バーデン・ヴュルテンベルク州、ベルリン州、ブランデンブルク州、ブレーメン州、ヘッセン州、メクレンブルク・フォアポンメルン州、ラインラント・プファルツ州及びシュレスヴィヒ・ホルシュタイン州である。

(10) 2022年4月のドイツ連邦議会調査局（Wissenschaftliche Dienste）の調査によると、警察オンブズマン又は警察に関する苦情処理制度が行政に設置されている州として、ハンブルク州、ニーダーザクセン州、ノルトライン・ヴェストファーレン州、ザクセン州、ザクセン・アンハルト州及びテューリンゲン州の6州が挙げられている。Deutscher Bundestag Wissenschaftliche Dienste, *Unabhängige Polizeibeauftragte in den Ländern*, WD 3 - 3000 - 057/22, 2022.4.28. <<https://www.bundestag.de/resource/blob/899854/c703911ae8f6e04a16618f8a85727ad3/WD-3-057-22-pdf-data.pdf>>

た警察オンブズマン) と後者 (行政の下に設置された警察オンブズマン) を区別する場合、前者を「警察議会オンブズマン (parlamentarische Polizeibeauftragte)」と呼ぶ場合もあるほか、後者に比べて職務の独立性が高いことに着目し、「独立警察オンブズマン (unabhängige Polizeibeauftragte)」と呼ぶ場合もある。

2 連邦レベルでの警察オンブズマン設置の必要性に関する議論

(1) 連邦の警察官庁に対する苦情等の処理に関する従来制度

前記のとおり、原則として、警察は州の権限事項であるが、国境警備、航空警察、連邦の施設の警備等のため、連邦にも連邦内務・国土省の下に連邦警察 (Bundespolizei) が設置されている⁽¹¹⁾。その他、連邦の警察組織としては、国際テロリズムや国際的な武器・薬物取引の対策を担う連邦刑事庁 (Bundeskriminalamt)⁽¹²⁾、連邦議会の警備を担う連邦議会警察 (Poizei beim Deutschen Bundestag) がある。以下、これらの組織を一括して指す場合は、警察受託官法用の用語法に倣い、「連邦の警察官庁 (Polizeibehörden des Bundes)」という。このように、連邦には連邦固有の警察組織があり、中でも連邦警察は、約 4 万 5 千人の刑事事件捜査担当の官吏 (Polizeivollzugsbeamte) を擁するドイツにおける最大の警察組織であるため、連邦の警察官庁の監視機構として連邦独自の制度が必要とされた。

連邦の警察官庁における不正が疑われる行為等を指摘するための制度としては、既に、不服申立て⁽¹³⁾ 又は刑事告発による方法があったが、これらの手段の主眼は個々の案件における合法性の審査にあるため、こうした方法によっては構造的な欠陥の解明につながる結果が期待できないという意見があった⁽¹⁴⁾。特に、不服申立てに基づく事案の処理は内部による統制手続であるため、組織防衛の方向に働き十分な問題解決が図られない可能性があるといった問題点が指摘されていた⁽¹⁵⁾。

こうした観点から、連邦の警察官庁の外部機関として苦情を申し立てる組織の設置の要請が政界、学界及び市民社会から寄せられるようになっていた⁽¹⁶⁾。また、近年、国連人権委員会や欧州人権裁判所等の国際機関からも、繰り返し、ドイツに対し警察による人権侵害の調査を効果的に、かつ、独立して行うことができる体制の整備の必要性を指摘する見解が示されてきた⁽¹⁷⁾。

(11) 1951 年の発足当初は、連邦国境警備隊 (Bundesgrenzschutz) と称していたが、2005 年に連邦警察と改称した。

(12) 山口和人「ドイツの国際テロリズム対策法制の新たな展開—「オンライン検索」を取り入れた連邦刑事庁法の改正—」『外国の立法』No.247, 2011.3, pp.54-64. <<https://doi.org/10.11501/3050612>>

(13) 不服申立ての制度には、Fachaufsichtsbeschwerde 及び Dienstaufsichtsbeschwerde の 2 種類がある。前者は官庁の決定に対する不服の申立てであり、結果によっては決定の変更又は取消しをもたらす得るのに対し、後者は職員行為に対する不服の申立てであり、当該職員に対する何らかの処分に至る可能性はあるが、前者のように官庁の決定の変更・取消しに至ることはない。„Dienstaufsichtsbeschwerde – Diese Rechte haben Bürger.“ Anwalt.de website <<https://www.anwalt.de/rechtstipps/dienstaufsichtsbeschwerde>>

(14) BT-Drs. 20/9148(neu), S.1; „Polizei unter Kontrolle,“ *Süddeutsche Zeitung*, 2023.2.28.

(15) Emma Sammet, „Polizeibeauftragte zwischen Anspruch und Realität,“ *Die Öffentliche Verwaltung*, 76(13), 2023.7, S.538.

(16) BT-Drs. 20/9148(neu), *op.cit.*(14), S.1-2.

(17) 例えば、2022 年 10 月 28 日の欧州人権裁判所の判決 (Basu v. Germany – 215/19)。この裁判では、ドイツの警察官が列車において行った身元確認の動機が対象者の肌の色にあったのではないか (いわゆる「レイシャル・プロファイリング」に当たるのではないか) という点が争われた。判決では、ドイツの警察における内部調査、行政裁判所での審理では、当該行為がレイシャル・プロファイリングに当たるかどうかの判断を可能にするような調査が行われていないとし、この点についての判断は行わなかったが、国家が効果的な調査を行わなかった点で、欧州人権条約に違反していると判示した。この関連で、独立した調査機関による調査の必要性を指摘した。Johannes Siegel, „Ohne Beweislastumkehr doch kein Knaller für Racial-Profiling Prozesse,“ *VerfBlog*, 2022.10.24. <<https://verfassungsblog.de/basu-2/>>

その他、近年、ドイツでは、警察内部における右翼過激派の浸透をうかがわせるような事件が発生しており、こうした事件も、警察内における危険な動向の察知のための警察内外の通報制度の整備を促す契機になっている。具体的には、2017年に摘発された「ノルトクロイツ (Nordkreuz)」という右翼過激派グループにメクレンブルク・フォアポンメルン州警察の職員が多く所属していたこと、このグループに警察の武器庫等から大量の武器が流出していたこと、警察は既に数年前からこのグループの首謀者が右翼過激派の思想の持ち主であることを職員の通報により把握していたにもかかわらず、迅速な摘発につながらなかったことなど、警察の対応の不手際が指摘された⁽¹⁸⁾。また、連邦議会にも議席を有する右派政党の「ドイツのための選択肢 (AfD)」が、近年、過激派としての性格を強めつつあり⁽¹⁹⁾、その影響力を警察内部にも行使していることが懸念されている⁽²⁰⁾。

(2) 連邦警察受託官設置のための法律案の提出・審議経過

(i) 第19議会期(2017年10月～2021年10月)まで

連邦議会に議席を有する政党のうち、連邦警察オンブズマンの設置に最も熱意を示していた政党は、同盟90／緑の党であった。連邦議会の会派「同盟90／緑の党」の所属議員及び同会派は、2016年2月及び2019年2月に、連邦警察受託官の設置に関する法律案を提出した⁽²¹⁾。いずれの提案も、連邦議会において否決された。

(ii) 第20議会期(2021年10月～)

2021年12月に成立した社会民主党 (SPD)、同盟90／緑の党及び自由民主党 (FDP) の連立政権の協定では、関連文書の閲覧権限及び警察施設等への立入権限を有する連邦の警察機関に関する独立したオンブズマンを連邦議会の通報窓口機関 (Anlaufstelle) として導入することが明記された⁽²²⁾。

この連立協定の趣旨に沿い、2023年11月7日、SPD、同盟90／緑の党及びFDPの与党会派により、連邦警察受託官の設置に関する法律案が提出された⁽²³⁾。法律案の提出の理由として、既存の苦情処理・調査の制度では警察の構造的な欠陥 (strukturelle Mängel) 及び誤った方向への展開 (Fehlentwicklungen)⁽²⁴⁾ を解明することができないこと、内部調査には限界があること、警察に特化したオンブズマンの設置を求める国際的な要請があることなどにより、独立した警察オンブズマンの設置の必要性があることが挙げられた⁽²⁵⁾。独立性の確保のため、行政組織の外部の機関として議会に設置し、不正行為等の追及を要求する手段として、行政・司法以外

(18) Botta, *op.cit.*(5), S.664.

(19) 特に、州レベルで急進化が著しいとされる。Emanuel V. Towfigh und Svea Alberti, „Hätte ein Parteiverbotsverfahren gegen die »Alternative für Deutschland« (AfD) Aussicht auf Erfolg?“ *Deutsches Verwaltungsblatt*, 139(10), 2024.5.15, S.605-607.

(20) „Fünf Fragen zur : Wahl des Polizeibeauftragten,“ *Das Parlament*, 2024.3.16.

(21) BT-Drs. 18/7616; BT-Drs. 19/7928. 2019年1月には、左派党が法律案 (BT-Drs. 19/7119) を提出した。

(22) „Mehr Fortschritt wagen: Bündnis für Freiheit, Gerechtigkeit und Nachhaltigkeit; Koalitionsvertrag zwischen SPD, BÜNDNIS90/DIE GRÜNEN und FDP,“ S.104. ドイツ自由民主党ウェブサイト <https://www.fdp.de/sites/default/files/2021-11/Koalitionsvertrag%202021-2025_0.pdf>

(23) BT-Drs. 20/9148(neu), *op.cit.*(14)

(24) 法律案の目的に関する記述では、警察職員の過激な思想への傾倒 (extremistische Einstellung) といった例が挙げられている。 *ibid.*, S.1.

(25) *ibid.*, S.1.

の選択肢を追加し、住民の警察組織への信頼を高めることが法律案の目的であるとされた⁽²⁶⁾。

2023年11月10日、連邦議会本会議における第1読会の後、法律案は、内務・国土委員会（主務委員会）に付託された。同月27日には、同委員会において公聴会が開かれ、10人の専門家から賛否両論の意見が述べられた。連邦及び州の警察の職員組合である警察組合（Gewerkschaft der Polizei）の代表者は、世論調査では80%を超える回答者が警察への信頼を表明しており、警察に対する苦情処理は従来の制度で足りるため、オンブズマンの設置は必要ないと反対した。その他、反対意見としては、議会多数派によって選出されたオンブズマンは司法の独立を侵害するおそれがあるといった意見や、既存の苦情処理の制度に加えて新たな費用を投じてまで設置する必要性が示されていない点を批判する意見などがあった。なお、設置に対し賛成の意見を表明した参考人からも、連邦の警察官庁のみならず税関を対象機関に含めるべきであるといった法律案の修正を求める意見や、一般国民による申立てに比して連邦の警察官庁の職員による申立てを有利に扱っている点（後述II 4参照）で法律案を批判する意見もあった⁽²⁷⁾。

2024年1月17日、内務・国土委員会は、修正を施した法律案（本質的な点では、最初に提出された法律案から変更はなかった。）を可決することを勧告する委員会報告書を可決した⁽²⁸⁾。これを受け、連邦議会本会議は、翌18日、与党会派等の賛成により委員会の修正どおり法律案を可決した。

反対に回った野党会派の委員会審議における反対理由は、次のとおりである。キリスト教民主／社会同盟（CDU/CSU）は、法律案に基づく制度設計では、連邦警察受託官と警察が対立関係に陥ると批判したほか、議会に設置される機関であることを理由に、行政権・司法権を侵害し、権力分立原則に違反するおそれを指摘した。AfDは、法律案第1条に規定する「構造的な欠陥」及び「誤った方向への展開」という概念が不明確である点、連邦警察受託官への情報提供義務と個人情報保護の関係が明確に規定されていない点など法律案の個別の論点を中心に批判した⁽²⁹⁾。

連邦議会での可決後、2024年2月2日に連邦参議院の会議が開催され、同議院は、法律案修正のための両院協議会の招集を要求しないことを決定し、また、法律案に対し異議を申し立てなかったため、法律案は成立し、大統領による認証を経て、同年3月4日に公布された（翌日施行）⁽³⁰⁾。

(26) *ibid.*, S.2-3.

(27) „Kein einhelliges Ja zum Polizeibeauftragten,“ 2023.11.28. ドイツ連邦議会ウェブサイト <<https://www.bundestag.de/dokumente/textarchiv/2023/kw48-pa-inneres-polizeibeauftragter-978838>>

(28) BT-Drs. 20/10092. これに先立つ2023年12月13日に、同様に可決を勧告する委員会報告書（BT-Drs. 20/9784）が委員会において可決されたが、同年12月15日、連邦議会本会議は、形式上の不備を指摘し、この法律案を委員会に差し戻した。BT-Drs. 20/9784の委員会報告書には、本来、第3条第6項の修正とすべき箇所が、同条第5項の修正として扱われるなどの誤りがあった（S.6）。

(29) BT-Drs. 20/10092, *ibid.*, S.11-12. 連邦議会本会議における第3読会での討論では、CDU/CSUの議員は、既存の制度との重複、基本法（憲法）における根拠規定の欠如、連邦警察受託官の創設は国民の間に警察への不信感を生むといった批判を行った。AfDの議員は、法律案に関する具体的な批判は多く展開せず（過激な気候保護活動家が、自らを取り締まろうとする警察に対抗して、警察には「誤った方向への展開」があると主張する根拠になるといった例を挙げた。）、新たな組織の創設による費用の増加、連邦警察受託官の報酬が高すぎるといった点を批判した。BT-Plenarprotokoll 20/147, 2024.1.18, S.18704-18713.

(30) Gesetz über die Polizeibeauftragte oder den Polizeibeauftragten des Bundes beim Deutschen Bundestag (Polizeibeauftragengesetz – PolBeauftrG) vom 28. Februar 2024 (BGBl. I Nr. 72)

II 警察受託官法の内容

以下、警察受託官法の内容について、まず、連邦警察受託官の選出方法、任期、地位といった組織の制度的な側面を解説した後、その任務、任務の中心を成す申立処理の手続、その処理の際に行使される権限等について解説する。

1 連邦警察受託官の選出方法・任期

連邦警察受託官は、連邦議会の一又は複数の会派の提案に基づき、連邦議会の法定議員数の過半数の賛成票により選出される（第9条第1項及び第4項）。その候補者は、選挙権を有する35歳以上の者でなければならない（同条第2項）。

任期は5年であり、再任は1回に限り認められる（第10条第2項及び第3項）。自ら辞職を申し出た場合又は解職の提案が連邦議会議員の3分の2の多数で可決された場合には、任期満了前に解職される（第11条第4項）。連邦議会議長による証書の交付により、連邦警察受託官は任命され、又は解職される（第11条第1項及び第4項）。

2 連邦警察受託官の地位

連邦警察受託官は、連邦議会が議会統制権⁽³¹⁾を行使する際における同議会の補助機関として位置付けられ、指示を受けることなく任務を遂行するものとされ、その独立性が保障されている（第10条第1項）。

連邦警察受託官には、俸給集団B9の基本給に相当する報酬⁽³²⁾が保障されるほか、連邦俸給法に規定する家族手当やその他の扶助を受給する権利が保障される（第14条）。

連邦警察受託官は、在職中、公的機関における有給のポストでの活動、営利活動及び職業への従事が禁止され、企業の取締役会・監査役会・役員会又は連邦・州の行政機関・立法機関への所属が禁止されるなど、様々な兼職規制に服する⁽³³⁾（第15条）。退職後も、連邦議会議長が公的な利益が侵害されるおそれがあると判断した場合には、公務以外の活動に就くことが禁止される場合がある（第18条）。

3 連邦警察受託官の任務

連邦警察受託官の任務は、大別して二つある。一つは、連邦の警察官庁における構造的な欠陥及び誤った方向への展開を明らかにし、調査することであり（第1条第1号）、もう一つは、不正行為（Fehlverhalten）⁽³⁴⁾と認定される可能性のある連邦の警察官庁の職員の個々の行為、

(31) 執行権を統制する議会の権限であり、手段としては、政府に対する不信任案の表決、政府に対する質問など様々なものがある。Klaus Weber, Hrsg., *Rechtswörterbuch*, 24., neu bearbeitete Aufl., München: C.H. Beck, 2022, S.1224.

(32) 俸給集団B9に属する他の職としては、大使、連邦省の局長（Ministerialdirektor）などがある（連邦俸給法（Bundesbesoldungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Juni 2009 (BGBl. I S.1434)）附則1俸給令B）。

(33) 初代連邦警察受託官に任命されたグレッツェ氏は（「おわりに」参照）、SPDの連邦議会議員であったため、連邦警察受託官の選出に際し、議員職を辞した。

(34) 「違法行為（rechtswidriges Handeln）」と規定されていないため、行為の違法性の疑いまでは必要とされない。Botta, *op.cit.*(5), S.667. この文献では、州法における概念が説明されているが、警察受託官法にも共通する理解であると考えられる。

特に基本権⁽³⁵⁾（特に、基本法第3条に規定する法の前の平等、男女同権、差別の禁止）の侵害が疑われる行動を評価し、及び調査すること（同条第2号）である。一般に、警察オンブズマンには、個別の事例における基本権の保護と構造的な問題への取組の二つの機能が期待されているとされており⁽³⁶⁾、警察受託官法もこの考えに従ったものと言える。

4 連邦警察受託官への申立て

連邦警察受託官は、連邦の警察官庁の職員（以下、原則として「職員」という。）又は職員ではない国民（以下、原則として「一般国民」という。）の申立て（Eingabe）⁽³⁷⁾に基づき措置を講ずる（第2条第1項）。

職員による申立ての場合には、常に調査が開始されるが、一般国民による申立ての場合、調査の開始は、連邦警察受託官の裁量に任される（第2条第2項）⁽³⁸⁾。一般国民の場合は、申立人が申立ての対象となる個別の事案に関する当事者であることが必要とされる（第3条第2項第1号）。

職員が申立てを行う場合は、苦情等の申立ての際における所定の事務手続の遵守及び直属の上司への報告を義務付ける連邦官吏法⁽³⁹⁾第125条の規定にかかわらず、直接、連邦警察受託官に提出することができる（第3条第1項）。

職員の場合又は一般国民の場合とも、申立てには、申立人の氏名・住所、申立ての根拠となった事実関係及びこれを知った時期を記載しなければならない（第3条第3項）。このように、匿名による申立ては認められていないが、連邦警察受託官は、申立人の意向に従い、連邦の警察当局に対する身元の秘密の保持を保証する（同条第6項）。申立ては、根拠となった事実関係を知った時点から6か月以内に提出しなければならない（同条第5項）。

なお、連邦警察受託官は、職員又は一般国民の申立てがない場合であっても、その他の方法で構造的な欠陥、不正行為等を知り得たときは、法規裁量⁽⁴⁰⁾により、自ら調査を開始することができる（第2条第3項）。

5 連邦警察受託官の権限

連邦警察受託官は、申立てを行った一般国民、申立ての対象とされた不正行為の該当者又は事実関係の解明に資する可能性のある第三者を聴問することができる（第4条第1項）。また、連邦警察受託官は、職員に質問し、又は職員から書面により情報提供を受けることができる（同条第3項）。この場合、職員は、完全で、かつ、真実に即した回答を行う義務を負う（同項）。

(35) 基本権（Grundrechte）とは、憲法（ドイツの場合は、ドイツ連邦共和国基本法（Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland））で保障されている人権を意味する。

(36) Sammet, *op.cit.*(15), S.535.

(37) 「申立て」とは、不服申立て（Beschwerde）、通報（Hinweis）及びより詳細な審査の要求（Bitte zur näheren Prüfung）の総称である。BT-Drs. 20/9148(neu), *op.cit.*(14), S.16.

(38) 法律案提出前の与党内における調整では、一般国民には別の通報手段が存在するとし、申立ての主体を職員に限定すべきであるという意見もあった。„Neuer Beauftragter für die Polizei,“ *Frankfurter Allgemeine Zeitung*, 2023.2.28.

(39) Bundesbeamtenengesetz vom 5. Februar 2009 (BGBl. I S.160)

(40) 何が行政目的又は公益に適するか裁量が行政庁に与えられている場合、これを自由裁量というのに対し、何が法なるかの裁量、すなわち法規の上では一義的に定められていなくとも客観的な準則が存在し、その解釈適用に関する法律判断と解せられる場合には、これを法規裁量という。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2016, p.606.

連邦警察受託官は、調査に際し、連邦の警察官庁に対し、文書又は公的に保管されているその他の書類を引き渡すこと及びファイルに保存されているデータを送信することを要求することができる（第4条第5項）。連邦警察受託官は、いつでも、連邦の警察官庁の勤務所及び事務室に、事前通告なしであっても立ち入ることができる（同条第7項）。

連邦警察受託官は、その任務の遂行に際し、警察組織の連合が必要とされる事態又はこれに類する重要な事態（例えば、大規模集会の対応の場合やサッカーの応援のために多数の人が往來し暴力行為の発生が見込まれる場合など⁽⁴¹⁾。）に際して、それぞれの事態の作戦指揮を行う者の了解を得て、監視者として立ち会うことができる（第4条第8項）。

調査の終了後、連邦警察受託官は、事実関係が特別な意義を有すると判断した場合には、報告書を作成する（第5条）。連邦警察受託官は、報告書において問題点を指摘することはできるが、不正行為の該当者等に対し制裁を課する権限を持たない⁽⁴²⁾。

6 連邦警察受託官による調査

連邦警察受託官による調査は、刑事訴訟手続や懲戒手続など不正行為に対する既存の制度に基づく捜査又は調査と重複する関係に立つ場合もあり得る。このような場合を想定し、警察受託官法には、両者の関係に関する規定が幾つか設けられている。

犯罪行為として起訴する根拠となるに足る事実が存する場合において、連邦警察受託官が予定している職員への質問等の解明措置が刑事法上の捜査手続の妨げとなることが否定され得ないとき（例えば、刑事捜査が秘密裏に行われている場合に、連邦警察受託官が職員への質問等の調査を先に開始した結果、刑事捜査の可能性が察知され、効果的な捜査が阻害されるようなとき⁽⁴³⁾）は、連邦警察受託官は、刑事手続の開始を管轄する検察庁に対し、基礎となる事実関係を通知した上で、当該解明措置を事前に示さなければならない（第6条第1項）。

また、警察受託官法は、連邦警察受託官が、既に開始された刑事法上の捜査等と並行して調査を実施することができる場合について規定を設けている。連邦警察受託官の調査が独自の事実認識に至る可能性があり⁽⁴⁴⁾、かつ、当該調査が懲戒手続、過料手続若しくは刑事手続を実行している官署の捜査の成果を危うくし、又は労働法の適用に基づく処分等の執行を妨げるおそれがないと、これらの手続の実行又は処分等の執行を管轄する官署⁽⁴⁵⁾が判断した場合には、連邦警察受託官は、当該調査を継続することができる（第6条第2項）⁽⁴⁶⁾。ただし、懲戒手続、

(41) BT-Drs. 20/9148(neu), *op.cit.*(14), S.19.

(42) Jonas Botta, „Stellungnahme zum Entwurf eines Polizeibeauftragengesetzes (PolBeauftrG) Drucksache 20/9148,“ Ausschuss für Inneres und Heimat, *Wortprotokoll der 62. Sitzung*, 2023.11.27, S.34; BT-Drs. 20/10092, *op.cit.*(28), S.12.

(43) BT-Drs. 20/9148(neu), *op.cit.*(14), S.20.

(44) *ibid.*, S.20.

(45) 職員には、公法上の勤務関係にある官吏 (Beamte) と労働協約による私法的雇用関係にある協約被用者 (Tarifbeschäftigte) がある。勤務上の問題行為に対する制裁は、官吏の場合には懲戒手続によって決定されるが、協約被用者の場合には労働法上の手続に従って決定される。したがって、労働法の適用に基づく処分等 (警察受託官法の表現を用いれば、「労働法上の帰結 (arbeitsrechtliche Konsequenzen)」) の執行を管轄する官署とは、より具体的に言うと、労働協約上の雇用主のことである。 *ibid.*, S.20.

(46) 連邦警察受託官の調査は、基本法 (憲法) の権力分立の原則から、行政権・司法権を侵害しない範囲で実施されることが求められる。ただし、並行的な調査を全面的に禁止した場合、連邦警察受託官による調査を阻むこと自体を目的として刑事手続等が開始されることも考えられる。そうした事態を回避するため、一定の場合に並行的な調査を認めることが妥当であるとされる。Botta, *op.cit.*(5), S.668. この文献は、基本的に州議会に設置されている警察受託官に関する州法の規定を基礎として解説しているが、警察受託官法にも共通する理解であると考えられる。

労働法上の手続、過料手続又は刑事手続を妨げるおそれなしに調査を続行することが不可能である場合には、連邦警察受託官は、並行して行っている調査を暫定的に中止する（同条第3項）。そのおそれがなくなった場合には、連邦警察受託官は、その調査を続行することができるが、最終的に中止してもよい（同項）。

おわりに

連邦議会は、2024年3月14日、初代の連邦警察受託官として、連邦議会の情報機関監視委員会の委員であり、かつて自身も警察官であったウーリ・グレッツチュ（Uli Grötsch）氏を選出した。

2024年6月26日、グレッツチュ連邦警察受託官は、警察受託官法第19条の規定に従い、連邦議会に対し、同年3月14日から6月30日までの活動に関する報告書を提出した⁽⁴⁷⁾。この報告書によると、2024年6月24日時点で、133件の申立てを受理したという。そのうちの109件が一般国民から、24件が警察職員からのものであった。この数字を見る限り、発足当初から比較的多数の申立てが行われている状況がうかがわれる⁽⁴⁸⁾。

グレッツチュ連邦警察受託官は、「構造的な欠陥」の一例として、連邦警察における人員・装備の不足を挙げ、こうした問題の解決に取り組む意向を示した⁽⁴⁹⁾。連邦警察受託官の存在が、設置反対派が懸念したように国民の警察への不信をもたらすのではなく、設置賛成派が主張したように信頼感の強化をもたらすのかどうかは、今後、連邦警察受託官がどのように活動し、国民の信頼を得ていくかにかかっていると見える。

（やまおか のりお）

(47) BT-Drs. 20/11990

(48) 2024年4月上旬には、既に70件を超える申立て（そのうちの約70%が一般国民から、約30%が警察職員からのもの）が提出されたという報道があった。„Polizeibeauftragter Grötsch hat massig Arbeit,“ *Frankfurter Rundschau*, 2024.4.10.

(49) „„Übelst Beleidigungen gegenüber Polizeibesetzten“,“ *Das Parlament*, 2024.6.29.

2024年2月28日のドイツ連邦議会の連邦警察受託官に関する法律

(警察受託官法 - PolBeauftrG)

Gesetz über die Polizeibeauftragte oder den Polizeibeauftragten des Bundes beim Deutschen Bundestag
(Polizeibeauftragengesetz - PolBeauftrG) vom 28. Februar 2024

国立国会図書館 調査及び立法考査局
海外立法情報課 山岡 規雄 訳

【目次】

- 第1条 任務
- 第2条 活動
- 第3条 申立て
- 第4条 事実関係の解明、権限
- 第5条 申立ての処理
- 第6条 懲戒法、労働法、過料手続及び刑事手続との関係
- 第7条 職務共助
- 第8条 証言の許可
- 第9条 連邦警察受託官の選挙
- 第10条 連邦警察受託官の法的地位及び任期
- 第11条 任命、連邦警察受託官の職務関係の開始及び終了、職務に関する宣誓
- 第12条 所在地、予算
- 第13条 指導的官吏、職員、代理
- 第14条 連邦警察受託官の報酬、扶助及びその他の給付に対する請求権
- 第15条 連邦警察受託官として許容されない行為及び活動
- 第16条 連邦警察受託官の守秘義務
- 第17条 連邦警察受託官への贈答品の使用
- 第18条 職業の制限
- 第19条 報告義務
- 第20条 評価
- 第21条 施行

第1条 任務

連邦警察受託官は、次に掲げる任務を有する。

1. 連邦警察、連邦刑事庁⁽¹⁾及びドイツ連邦議会警察（連邦の警察官庁）における構造的な欠陥及び誤った方向への展開を明らかにし、及び調査すること。

* この翻訳は、Gesetz über die Polizeibeauftragte oder den Polizeibeauftragten des Bundes beim Deutschen Bundestag (Polizeibeauftragengesetz - PolBeauftrG) vom 28. Februar 2024 <<https://www.gesetze-im-internet.de/polbeauftrag/BJNR0480A0024.html>> を訳出したものである。本稿におけるインターネット情報の最終アクセス日は、2024年8月21日である。[]内は、訳者による補記である。

(1) 国際テロリズムや国際的な武器・薬物取引の対策等を任務とする連邦の警察機関。

2. 個別の場合における連邦の警察官庁の職員の不正が疑われる行為、特に基本権⁽²⁾（特に基本法第3条⁽³⁾）の侵害が疑われる行為を評価し、及び調査すること。

第2条 活動

- (1) 連邦警察受託官は、連邦の警察官庁の職員又は当該職員ではない国民の申立てに基づいて措置を講ずる。
- (2) 連邦の警察官庁の職員による申立てがあった場合には、連邦警察受託官は、措置を講ずる。当該職員ではない国民による申立てがあった場合には、連邦警察受託官は、事実関係及び背景を調査することができる。連邦警察受託官は、当該調査の期間及び方法を決定する。
- (3) 連邦警察受託官は、その他の方法により、その所管分野に関する事情であって、構造的な欠陥及び誤った方向への展開又は個別の場合における不正行為の疑いを示唆するものを知り得た場合においても、法規裁量⁽⁴⁾により措置を講ずることができる。

第3条 申立て

- (1) 連邦の警察官庁の職員は、連邦警察受託官への申立てにより、構造的な欠陥及び誤った方向への展開又は個別の場合における不正行為の疑いを主張することができる。当該申立ては、直接、かつ、所定の事務手続を経ずに、連邦警察受託官の下に提出することができる。申立人がその申立てにより職務上の不利益を被ることがあってはならない。
- (2) 連邦の警察官庁で職務に就いていない国民は、次に掲げる場合に、連邦警察受託官に申立てを行うことができる。
 1. 個別の場合における当該国民の当事者性が主張される場合
 2. [申立ての] 記載事項から、連邦の警察官庁に関して、構造的な欠陥又は誤った方向への展開を疑わせる根拠が判明する場合
- (3) 連邦警察受託官への申立てには、次に掲げる事項を記載しなければならない。
 1. 申立人の氏名
 2. 申立人の住所
 3. 申立ての根拠となった事実関係
 4. 申立人が根拠となった事実関係を知った時期
- (4) 申立ては、口頭又は書面で行うことができる。電子的な形態の場合には、行政手続法第3a条第2項の規定にかかわらず、適格電子署名を必要としない⁽⁵⁾。連邦警察受託官は、口頭の申立ての場合には、これが事後に書面の形式で提出され、又は記録書に記載され、若し

(2) 基本権 (Grundrechte) とは、憲法 (ドイツの場合は、ドイツ連邦共和国基本法 (Grundgesetz für die Bundesrepublik Deutschland)) で保障されている人権を意味する。

(3) ドイツ連邦共和国基本法第3条は、法の前の平等 (第1項)、男女同権 (第2項)、差別の禁止 (第3項) について定める。

(4) 何が行政目的又は公益に適するか裁量が行政庁に与えられている場合、これを自由裁量というのに対し、何が法なるかの裁量、すなわち法規の上では一義的に定められていなくとも客観的な準則が存在し、その解釈適用に関する法律判断と解せられる場合には、これを法規裁量という。高橋和之ほか編集代表『法律学小辞典 第5版』有斐閣, 2016, p.606.

(5) 行政手続法 (Verwaltungsverfahrensgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 23. Januar 2003 (BGBl. I S.102)) 第3a条第2項は、法令によって要求される書式を電子的な形式で置き換える場合には、適格電子署名 (qualifizierte elektronische Signatur) を備える必要があることを規定している。適格電子署名とは、高いレベルのセキュリティ要件を満たす電子署名であり、欧州連合規則第910/2014号 (Regulation (EU) No 910/2014 of the European Parliament and of the Council of 23 July 2014 on electronic identification and trust services for electronic transactions in the internal market and repealing Directive 1999/93/EC) 第3条第12号にその定義規定がある。

くは記録のために口述されるよう働きかけることができる。

- (5) 第1項及び第2項に規定する申立ては、根拠となった事実関係を知った時点から6か月以内に連邦警察受託官に提出しなければならない。この期限を徒過した場合には、当該申立ては、処理のために受理されない。
- (6) 申立人の意向に従い、連邦警察受託官は、当該申立人に対し、[申立ての]対象となっている連邦の警察官庁に対する[その者の]身元の秘密の遵守を保証し、[この場合、]第6条第1項の規定の適用を妨げない。事実関係が刑法若しくは懲戒法上の観点又は秩序違反⁽⁶⁾の観点から意義を有する場合には、当該申立人に対し、連邦警察受託官は、その者を証人として取り扱わなければならないことを教示しなければならない。連邦警察受託官は、事実関係の更なる解明のために当該秘密の解除が必要であると判断し、かつ、申立人にとっての利益及び不利益を考量した後、当該解除が適当であると判断した場合には、当該申立人に対し、しかるべき助言を行う。連邦警察受託官は、申立人の身元に関する情報の[第三者への]提供について決定する。
- (7) 公益通報者保護法第9条第1項の規定⁽⁷⁾を準用する。
- (8) 連邦警察受託官は、申立人に対し、書面で、又は電子的な形式で、かつ、相当な理由を付した上で、次に掲げる事項を通知する。

1. 当該申立てが調査のために受理されたか否か。
2. 受理された場合には、その事案についてどのような処理が行われたか。

連邦警察受託官は、[申立ての]対象となっている連邦の警察官庁に対し、法規裁量により、当該申立てを受理したことを知らせる。当該申立ての処理について、[申立ての]対象となっている連邦の警察官庁に知らせなければならない。連邦警察受託官は、この項に規定する通知の際に、当事者である警察官庁の職員及び申立人の人格権を保護する。

第4条 事実関係の解明、権限

- (1) 連邦警察受託官は、申立てを行った国民、申立てがあった個別の場合における不正行為の該当者又は事実関係の解明に資する可能性のある第三者を聴問することができる。
- (2) 連邦警察受託官は、連邦の警察官庁及び申立人に対し、いつでも、合意による事案の解決のための機会を提供することができる。
- (3) 連邦警察受託官は、連邦の警察官庁の職員に質問し、又は当該職員から書面により情報提供を受けることができる。質問され、又は情報提供を求められた職員は、完全で、かつ、真実に即した回答を行う義務を負う。証人として証言する義務に関する刑事訴訟法典の規定を準用する。
- (4) 連邦警察受託官は、連邦の警察官庁に対し、意見表明を求めることができる。連邦警察受託官は、当該意見表明に自らの評価を付した上で、これを各関係官署に送付することができる。第1文の規定に従い意見表明を求められた連邦の警察官庁は、完全に、かつ、真実に即して、情報を提供し、及び質問に回答する義務を負う。
- (5) 連邦警察受託官は、連邦の警察官庁に対し、文書又は公的に保管されているその他の書

(6) 「秩序違反 (Ordnungswidrigkeit)」とは、過料を科すことができる法令違反の非行である (秩序違反法 (Gesetz über Ordnungswidrigkeiten in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Februar 1987 (BGBl. I S.602)) 第1条第1項)。

(7) 公益通報者保護法 (Hinweisgeberschutzgesetz vom 31. Mai 2023 (BGBl. 2023 I Nr. 140)) 第9条第1項は、意図的に、又は重過失により正しくない情報を通報した者の身元は保護されないと規定している。

類を、必要な場合には原本をも引き渡し、及びファイルに保存されているデータを送信することを要求することができる。機密事項へのアクセスについては、安全審査法⁽⁸⁾及び同法第35条第1項の規定に基づき発せられた機密事項規則⁽⁹⁾の規定に従う。

- (6) 秘密保持のためのやむを得ない理由があり、その理由が説明された場合に限り、連邦警察受託官に対し、第1項、第3項、第4項及び第5項に規定する意見表明、情報提供又は文書の閲覧を拒否することができる。拒否に関する決定は、次に掲げる者が行う。
1. 連邦警察又は連邦刑事庁に関する場合には、連邦内務・国土大臣又はその職務代行者
 2. ドイツ連邦議会警察に関する場合には、ドイツ連邦議会議長
- (7) 連邦警察受託官は、いつでも、連邦の警察官庁の勤務所及び事務室に、事前通告なしであっても立ち入ることができる。連邦警察受託官には、第1条に規定するその所管事項との関連性が明白にないと判断することができないこと及びこれによって緊要な警察の職務の執行が妨げられないことを条件として、いつでも立入りが許可される。機密事項規則の規定は、その適用を妨げられない。
- (8) 選出された⁽¹⁰⁾連邦警察受託官は、自らに委託された任務の遂行において、警察組織の連合が必要とされる事態又はこれに類する重要な事態に際して、それぞれの事態の作戦指揮を行う者の了解を得て、監視者として立ち会うことができる。

第5条 申立ての処理

調査の終了後、連邦警察受託官は、事実関係が特別な意義を有すると判断した場合には、報告書を作成する。当該報告書は、事実関係の評価（特に構造的な欠陥及び誤った方向への展開又は個別の場合における不正行為が存するかどうかの問題に関するもの）を含み、その際、関係者全ての人格権を尊重しなければならない。第6条第5項に規定する場合を除き、連邦警察受託官は、当該報告書を電子的に公表しなければならない。連邦議会の議会文書として公表する場合も同様とする。

第6条 懲戒法、労働法、過料手続及び刑事手続との関係

- (1) 犯罪行為として起訴する根拠となるに足る事実が存する場合において、意図する〔事実関係の〕解明措置が刑事法上の捜査手続の妨げとなることが否定され得ないときは、連邦警察受託官は、刑事手続の開始を管轄する検察庁に対し、基礎となる事実関係を通知した上で、当該解明措置を事前に示さなければならない。その他の場合において、犯罪行為として起訴する根拠となるに足る事実が存するときは、連邦警察受託官は、刑事手続の開始を管轄する検察庁に対し、事実経過〔に関する文書〕を送付することができる。秩序違反行為として追及する根拠又は懲戒手続の開始の根拠となるに足る事実が存する場合には、連邦警察受託官は、懲戒手続又は過料手続を管轄する官署に対し、事実経過〔に関する文書〕を送付するこ

(8) Sicherheitsüberprüfungsgesetz vom 20. April 1994 (BGBl. I S.867). 防衛や国民生活の安全などに関わる機密事項の取扱いを所管の官署から委託される者の身元審査及び機密事項の保護について定める法律である。同法第35条第1項は、同法を実施する一般行政規則を連邦内務・国土省が制定することを規定している。

(9) Allgemeine Verwaltungsvorschrift zum materiellen Geheimschutz (Verschlussachenanweisung - VSA) vom 13. März 2023 (GMBI 2023 S.542-620)

(10) この法律第9条に規定するとおり、連邦警察受託官は、連邦議会における選挙によって選ばれる。他の条項の規定では、単に「連邦警察受託官」としているのに対し、この第4条第8項のみ「選出された (gewählt)」という形容句が付されている。その意図は、法律案の説明 (BT-Drs. 20/9148(neu)) を参照しても不明であるが、原語のとおり訳すこととする。

とができる。あり得べき労働法上の帰結⁽¹¹⁾に関し、第3文の規定を団体協約に基づく職員の場合に準用する。

- (2) 連邦警察受託官は、独自の事実認識の関心が自らの調査に結び付いており、かつ、[当該調査が] 懲戒手続、過料手続若しくは刑事手続を実行している官署の捜査の成果を危うくするおそれ又は労働法上の帰結の執行を妨げるおそれがないと、これらの手続の実行又は執行を管轄する官署が評価する場合には、懲戒手続、労働法上の手続、過料手続又は刑事手続と並行して当該調査を実施する。第1項第1文の場合には、連邦警察受託官の解明措置の提示は、刑事手続の開始を管轄する検察庁と協議の上、実施することができる。裁判所構成法導入法第14条の規定は、連邦警察受託官が上司と同様の報告を受けることを条件として適用されなければならない⁽¹²⁾。
- (3) 連邦警察受託官は、その調査を懲戒手続、労働法上の手続、過料手続又は刑事手続を妨げるおそれなしに続行することできない場合には、同一の事実関係に基づく進行中の調査を暫定的に中止する。懲戒手続、労働法上の手続、過料手続又は刑事手続を妨げるおそれなくなった場合には、連邦警察受託官は、その調査を続行し、又は最終的に中止することができる。
- (4) 懲戒手続を管轄する官署は、連邦警察受託官に対し、理由とともに手続を終了させる決定を通知する。連邦警察受託官は、その任務の範囲内における事実関係の評価に際し、懲戒手続、過料手続又は刑事手続を管轄する官署の判断に拘束されない。
- (5) 刑事手続若しくは懲戒手続又は裁判所による過料手続が確定的に終結するまで、連邦警察受託官は、第5条に規定する調査の結果及び結論の公表を控える。これにより、係属中の手続に関する個人への具体的な言及を伴わずに、複数事例に関する報告書において調査結果を利用することが妨げられることはない。
- (6) 所管の連邦省及びドイツ連邦議会事務局は、連邦警察受託官の照会に基づき、懲戒権限の行使に関する概要報告書（ただし、この情報が当該連邦省及びドイツ連邦議会事務局の下に存する場合又はこれをわずかな行政費用で調査することができる場合に限る。）及び対応する懲戒手続及び刑事手続の結果に関する統計的な情報を送信する。
- (7) 連邦警察受託官は、第1条に規定する活動の実施に必要とされる場合には、裁判所及び

(11) ドイツの一般の公務員は、官吏(Beamte)と労働協約による私法的雇用関係にある協約被用者(Tarifbeschäftigte)（警察受託官法では、この直後にあるとおり「団体協約に基づく職員」と呼んでいる。）の2種に大別される。前者の官吏の非違行為等に対しては、懲戒手続又は過料手続によって処分等が決定されるが、後者の協約被用者の場合には労働法上の手続に従って処分等が決定される。ここでいう「帰結(Konsequenzen)」とは、こうした労働法の適用の結果として下される処分等のことを指している。

(12) 裁判所構成法導入法(Einführungsgesetz zum Gerichtsverfassungsgesetz in der im Bundesgesetzblatt Teil III, Gliederungsnummer 300-1, veröffentlichten bereinigten Fassung, das zuletzt durch Artikel 45 des Gesetzes vom 12. Juli 2024 (BGBl. 2024 I Nr. 234) geändert worden ist) 第14条は、刑事事件の場合に被告人の個人データを通知することが許される場合について規定している。同条第1項第4号の規定に基づき、公法上の勤務関係にある者の勤務法上の措置に必要な場合、当該データの通知が許される。一般行政規則である刑事事件通知令(Anordnung über Mitteilungen in Strafsachen (MiStra)) 第1条では、裁判所構成法導入法第12条以下の規定に基づき、裁判所又は検察庁が刑事手続のために収集したデータを当該手続以外の目的で官公署に通知することは、同規則の規定又は特別の法令で定められている場合に限られると規定している。同令第15条第5項は、個人データの通知は、「個人上の機密事項」と記した上で、所管の上司(Dienstvorgesetzte)又はその代理に宛てて行わなければならない旨を定めている。この連邦警察受託官法第6条第2項最終文の規定は、刑事事件に関わる個人データの通知に関して、連邦警察受託官を勤務関係上の上司と同等に扱うという趣旨の規定である。

検察庁に対し、刑事手続からの個人データに関する情報提供又は文書の閲覧を要求することができる。

- (8) データを送信する官署〔＝裁判所及び検察庁〕が刑事手続からの個人データに関する知見が連邦警察受託官による調査の目的にとって必要であると判断した場合には、連邦警察受託官は、裁判所及び検察庁から職権による当該データの送信を受けることができる。

第7条 職務共助

連邦及び州の裁判所及び行政官庁は、連邦警察受託官に対し、必要とされるデータ収集の実施に際し、特に文書の提示及びデータの送信により、職務共助を提供する義務を負う。個人データに関しては、調査の目的に限り送信し、及び利用することができる。

第8条 証言の許可

ドイツ連邦議会議長は、議院規則及び議会運営の案件を所管するドイツ連邦議会の常任委員会の了解を得て、証人として証言する許可を連邦警察受託官に付与する件について決定する。証言が連邦又は州の福祉に不利益をもたらし、かつ、公的な任務の遂行を著しく妨げ、又は相当に困難にする場合に限り、連邦警察受託官又はその職員に対し、許可が拒否されるものとする。

第9条 連邦警察受託官の選挙

- (1) 連邦警察受託官は、ドイツ連邦議会の一又は複数の会派の提案に基づき選挙される。
- (2) 連邦議会〔議員〕の選挙権を有し、〔連邦警察受託官として〕選挙される際に35歳に達しているドイツ国民は、全て連邦警察受託官の被選資格を有する。
- (3) 〔第1項に規定する〕提案について、ドイツ連邦議会は、討議を行わず秘密選挙で投票を行う。
- (4) 法定議員数の過半数のドイツ連邦議会議員が賛成票を投じた候補者が、連邦警察受託官として選挙される。

第10条 連邦警察受託官の法的地位及び任期

- (1) 連邦警察受託官は、この法律の規定に基づき、公法上の職務関係⁽¹³⁾にある。連邦警察受託官は、〔ドイツ連邦議会が〕議会統制権⁽¹⁴⁾を行使する際のドイツ連邦議会の補助機関として任務を遂行し、独立してその職務を執行する。連邦警察受託官は、指示を受けることなく、法律にのみ従う。
- (2) 連邦警察受託官の任期は、5年とする。
- (3) 再任は、1回許される。

第11条 任命、連邦警察受託官の職務関係の開始及び終了、職務に関する宣誓

- (1) 第9条第4項の規定に従って選挙された者は、ドイツ連邦議会議長により〔連邦警察受託官に〕任命される。その職務関係は、任命証書の交付により開始する。

(13) 「公法上の職務関係 (öffentlich-rechtliches Amtsverhältnis)」とは、大臣 (Regierungsmitglieder)、政務次官 (Parlamentarische Staatssekretäre) など特別の公務員に適用される勤務関係であり、官吏 (前掲注 (11) 参照) に適用される「公法上の勤務関係 (öffentlich-rechtliches Dienstverhältnis)」とは異なる。したがって、「公法上の職務関係」が適用される公務員については、連邦官吏法ではなく、この警察受託官法のように、個別の法律によって、その勤務関係が規定される。Michael Kloepfer, *Handbuch der Verfassungsorgane im Grundgesetz*, Berlin: Duncker & Humblot, 2022, S.470, 487.

(14) 執行権を統制する議会の権限であり、手段としては、政府に対する不信任案の表決、政府に対する質問など様々なものがある。Klaus Weber, Hrsg., *Rechtswörterbuch*, 24., neu bearbeitete Aufl., München: C.H. Beck, 2022, S.1224.

- (2) 連邦警察受託官は、職務を引き受ける際に、連邦議会において、基本法第56条に規定する宣誓⁽¹⁵⁾を行う。
- (3) 職務関係は、次に掲げるときに終了する。
 1. 任期が満了したとき。
 2. 任期満了前に解職されたとき。
- (4) 連邦警察受託官は、次に掲げるときに、任期満了前に解職される。
 1. 自らの要求に基づくとき。
 2. 連邦議会の申立てに基づき、任期満了前の解職が議員の3分の2以上で可決されたとき。解職は、連邦議会議長によって行われる。解職は、連邦議会議長による証書の交付により有効となる。

第12条 所在地、予算

- (1) 連邦警察受託官は、ベルリンのドイツ連邦議会に所在地を有する。
- (2) その任務の遂行のために使用されるべき必要な人員及び物品については、ドイツ連邦議会の個別予算において固有の章を設けて示さなければならない。

第13条 指導的官吏、職員、代理

- (1) 連邦警察受託官は、一の指導的官吏⁽¹⁶⁾により補佐される。
- (2) 連邦警察受託官の下には、その任務の遂行のために、その他の職員が配置される。連邦警察受託官の下に置かれる官吏は、連邦官吏法第129条に規定するドイツ連邦議会の官吏⁽¹⁷⁾とする。連邦警察受託官は、自らの下に配置された職員の上司とする。
- (3) 指導的官吏は、次に掲げる期間、連邦警察受託官の権限を行使する。
 1. [連邦警察受託官に] 事故があるとき。
 2. 連邦警察受託官の職務関係の終了から後任の職務関係の開始まで第10条第1項第3文の規定を準用する。

第14条 連邦警察受託官の報酬、扶助及びその他の給付に対する請求権

- (1) 連邦警察受託官は、俸給集団B9の基本給に相当する報酬⁽¹⁸⁾を受け取り、連邦俸給法⁽¹⁹⁾第39条から第41条までの規定に応じて家族手当を受け取る。
- (2) 報酬に対する請求権は、職務関係が開始された月の初日から職務関係が終了する月の末日まで存する。連邦受託官が報酬を受け取っている期間について、[他の]公務での雇用から収入を得る場合には、当該収入に対する請求権は、当該報酬の額を上限とする。報酬は、

(15) 基本法第56条は、連邦大統領が、連邦議会議員及び連邦参議院議員の面前で行う宣誓について規定している。その文言は、次のとおりである。「私は、自らの力をドイツ国民の福祉のために捧げ、ドイツ国民の利益を増進し、ドイツ国民の損害を回避し、基本法及び連邦の法律を遵守し、擁護し、自らの義務を良心に従って履行し、全ての人に対し公正であることを誓います。神に誓って。」同条によれば、最後の宗教的な誓言は省略することができる。

(16) 連邦警察受託官自身は、官吏ではないが、連邦警察受託官の下に配置される職員は、第13条第2項に規定するとおり、連邦の官吏である。「指導的官吏 (leitende Beamtin / leitender Beamter)」とは、これらの職員の最上級に位置する管理職である。

(17) 連邦官吏法 (Bundesbeamtengesetz vom 5. Februar 2009 (BGBl. I S.160)) 第129条は、連邦議会、連邦参議院及び連邦憲法裁判所の官吏を連邦の官吏とする規定。

(18) 俸給集団B9に属する他の職としては、大使、連邦省の局長 (Ministerialdirektor) などがある (連邦俸給法附則1俸給令B)。

(19) Bundesbesoldungsgesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 19. Juni 2009 (BGBl. I S.1434)

毎月、前払で支払われる。

- (3) 助成及び扶助に対する請求権については、連邦大臣法⁽²⁰⁾第15条第1項における4年の任期を連邦警察受託官としての5年の任期に読み替えて、同法第12条第6項、第13条から第18条まで及び第20条の規定を準用する。退職金に対する請求権は、最長で、連邦官吏法第51条第1項及び第2項の規定に基づき連邦官吏に適用される年限が終了する月の末日まで存する。連邦警察受託官としての職務関係の終了後も連邦官吏の官吏関係が継続することにより連邦大臣法第18条第2項が適用されない場合には、連邦警察受託官としての任期は、連邦官吏の定年又は退職を理由として実施される年金の確定の際に、年金の支払の対象となる勤務期間として考慮されなければならない。
- (4) 連邦警察受託官は、連邦官吏に適用される規定に準じて、旅費の弁済及び転居費の弁済を受ける。

第15条 連邦警察受託官として許容されない行為及び活動

- (1) 連邦警察受託官は、その職の任務と両立しない行為を行ってはならない。
- (2) 連邦警察受託官は、その任期中、有償又は無償の活動にかかわらず、職務と両立しない他の活動を行ってはならない。特に、連邦警察受託官は、次に掲げることを行ってはならない。
1. 俸給を伴う官職、営利活動及び職業に従事すること。
 2. 営利を目的とする企業の取締役会、監査役会若しくは役員会〔又は〕連邦若しくは州政府若しくは立法機関に所属すること。
 3. 鑑定人としての活動を行うこと。

第16条 連邦警察受託官の守秘義務

- (1) 連邦警察受託官は、職務において自ら知り得た事情について、秘密を保持する義務を負う。職務におけるやり取りにおける報告又は周知である事実若しくはその重要性の観点から秘密を維持する必要がない事実については、この限りでない。連邦警察受託官は、法規裁量により、自らが裁判外において、これらの事情について証言するか否か、又は意思表示を行うか否か、及びどの範囲でこれらの事情について証言するか、又は意思表示を行うかについて決定する。証人として裁判において証言することについては、第8条の規定を適用する。
- (2) 守秘義務は、職務関係の終了後においても適用される。守秘義務が適用される事情については、議院規則及び議会運営の案件を所管するドイツ連邦議会の常任委員会の許可があった場合にのみ、裁判において、又は裁判外において証言し、及び意思表示を行うことが許される。この決定については、現職の連邦警察受託官に通知しなければならない。
- (3) 〔前項の規定にかかわらず、〕自由で民主的な基本秩序が危うくなる場合において当該秩序の維持を擁護する義務及び犯罪行為の告発に関する法律の根拠を有する義務は、影響を受けない。

第17条 連邦警察受託官への贈答品の使用

- (1) 連邦警察受託官が職務の関係で贈答品を受け取った場合には、連邦警察受託官は、このことについてドイツ連邦議会議長に遅滞なく届け出なければならない。
- (2) ドイツ連邦議会議長は、当該贈答品の使用について決定する。ドイツ連邦議会議長は、

(20) Bundesministergesetz in der Fassung der Bekanntmachung vom 27. Juli 1971 (BGBl. I S.1166)

手続規定を制定することができる。

第18条 職業の制限

- (1) 連邦警察受託官は、任期満了後18か月以内に実施する営利を意図した業務又はその他の対価を伴う業務であって、公務以外のものについて、ドイツ連邦議会議長に、書面により、又は電子的に届け出る義務を負う。当該義務は、連邦警察受託官が業務の引受けの準備を開始し、又は連邦警察受託官にとって業務の見込みがついた時点で生じる。この届出は、当該業務の引受けまでの1か月以内に行うものとする。この期限を遵守しなかった場合には、ドイツ連邦議会議長は、最長1か月間、当該業務の引受けを暫定的に禁止することができる。
- (2) ドイツ連邦議会議長は、公的な利益が侵害されるおそれがある限りにおいて、連邦警察受託官に対し、退職から18か月の期間について、[前項に規定する]営利を意図した業務又はその他の対価を伴う業務を禁止することができる。特に、連邦警察受託官が任期中に従事していた案件又は分野において営利を意図した業務又はその他の対価を伴う業務が実施される場合に、公的な利益の侵害が生じ得る。禁止期間は、原則として、任期満了から1年を超えないものとする。公的な利益を極度に侵害する場合には、18か月以下の期間についても禁止を宣告することができる。

第19条 報告義務

連邦警察受託官は、ドイツ連邦議会の所管の委員会及び公衆に対し、初回を2024年6月30日とし、その後毎年6月30日に、その活動の結果について書面により報告する。そのほか、連邦警察受託官は、議院規則及び議会運営の案件を所管するドイツ連邦議会の常任委員会の要請に応じ、同委員会に報告を行う。

第20条 評価

この法律は、遅くとも施行から5年後に、ドイツ連邦議会により、学術機関の協力を得て、計画に結び付いた実施費用の観点から評価される。その際には、新たに設置された職務のための実施費用がどのように推移し、当該費用の推移が定められた規定の効果と適正な比例関係にあるかどうか調査される。評価には、意図していなかった副作用並びに国民、連邦警察、連邦刑事庁及びドイツ連邦議会警察における規定の受容及び実施可能性に関するアンケートに基づく、これらの事項に関する問題が含まれる。

第21条 施行

この法律は、公布の翌日に施行される。

(やまおか のりお)